

有権者登録何でもQ&A

有権者登録に関する以下のご質問にお答えします

有権者登録

登録ができる資格とは？

登録欠格のケースとは？

登録する必要があるのはなぜ？

登録方法は？

登録申請用紙の入手方法は？

インターネットで登録できますか？

インターネットで登録情報を更新できますか？

18歳未満でも登録できますか？

障がいがあります。登録申請に第三者の手助けを受けてもいいですか？

海外在住の家族や友人の代理人となって登録できますか？

非公開選挙人名簿とは？

登録申請用紙返送後はどうなりますか？

どのような個人情報を記入するのですか？

マオリ人の有権者登録

マオリ選挙選択とは？

ニュージーランドマオリ人です。選挙人名簿の選択はどのように行うのでしょうか？

初めて有権者登録を行うマオリ人です。登録方法は？

マオリ選挙選択の実施頻度は？

太平洋諸島ポリネシア人は、マオリ選挙人名簿に登録できますか？

選挙人名簿

国会議員選挙人名簿とは？

選挙人名簿はどこで閲覧できますか？

選挙人名簿の情報はどのような目的で使用されますか？

登録情報の更新

住所が変わる時は？

氏名や職業を変更した場合は？

登録情報の更新を忘れたら？

登録更新キャンペーン

登録更新キャンペーンとは？

登録更新キャンペーン中に、何をすればいいのですか？

登録更新用紙を返送しなかったら？

転出者の登録更新用紙が届いたら？

登録更新用紙が届かなかったら？

選挙区の境界線

引っ越していないのに、選挙区が変わったのはなぜ？

その他の選挙

国会議員補欠選挙とは？

地方選挙とは？

国民主導や政府主導による国民投票での投票資格がありますか？

その他のインフォメーション

有権者登録についてもっと詳しく知るには？

有権者登録について英語以外のパンフレットがありますか？

ニュージーランド国会議員選挙での投票には、有権者登録が必要です

ニュージーランドでは最低3年に1回総選挙を実施し、新しい国会と政府を選出します。選挙区には一般選挙区

とマオリ選挙区の2種類があり、各選挙区には登録済みの有権者全員が記載されている選挙人名簿があります。

18歳以上の登録有資格者は法律により有権者登録が義務付けられており、また、17歳であれば仮登録がしま

す。登録後は、常に登録内容を最新の情報にしておく必要があります。選挙人名簿の管理はニュージーラン

ド・ポスト(ニュージーランド郵便公社)勤務の選挙人登録官により行われます。

はじめに

有権者登録

有権者登録ができる資格とは？

下記の全ての条件を満たす人には登録資格があり、法律上有権者登録が義務付けられています。

- ニュージーランド国民あるいはニュージーランド永住権保持者である。
- 現在18歳以上である。
- ニュージーランドに1年間以上引き続き居住している、または1年間以上引き続き居住したことがある。
- 登録欠格者ではない。

登録欠格のケースとは？

下記のいずれかに当てはまる方は登録できません。

- ニュージーランド国外に居住するニュージーランド国民で、過去3年間ニュージーランドに滞在していない。
- ニュージーランド国外に居住するニュージーランド永住権保持者で、過去12か月間ニュージーランドに滞在していない。

(注：ニュージーランド国外勤務の公務員や軍人、およびその家族などは、上記2項目の例外となります。)

ごく稀にはその他の登録欠格事由もあり、その事由に該当する場合は選挙人登録官に通知されます。登録欠格事由についてご心配やご質問がおありの方は、0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせいただくか、ウェブサイト elections.org.nz をご覧ください。

登録する必要があるのはなぜ？

登録資格がある方は有権者登録が義務付けられており、それにより投票の機会が与えられます。投票は、各総選挙において、誰が、そしてどの政党がニュージーランド国会に選出されるかについて、あなたの声を反映させるチャンスです。同時に、地方自治体や地域保健委員会の選挙、国民投票、世論調査でも投票できるようになります。

登録方法は？

「Enrolling to vote: Application (有権者登録：申請)」と書かれた登録申請用紙に記入するだけです。投票したくない場合でも、選挙人名簿への登録を申請しなければなりません。

初めて登録を申請するニュージーランドマオリ人あるいはその子孫は、この用紙で一般選挙人名簿またはマオリ選挙人名簿のどちらかに登録したいかを選択できます。

登録申請用紙の入手方法は？

- 本パンフレット英語版の末尾に添付されている請求券(日本語版にはございません)に必要な事項を記入の上郵送してください。折り返し登録申請用紙を送付いたします。
- 全国各地のPostShop(郵便局)で無料配布しています。
- 国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) に電話でご請求ください。
- 携帯電話から電話番号3676に請求メールを送信してください(無料)。
- ウェブサイト elections.org.nz で用紙をダウンロード・印刷されるか、送付をご請求ください。

登録申請用紙は、必要事項を記入の上、郵便局へご提出いただくか、下記宛に郵送してください(切手不要)。

FREEPOST 2 ENROL

ELECTORAL ENROLMENT CENTRE

P O BOX 190, WELLINGTON 6140

インターネットで登録できますか？

はい、できます。ウェブサイト elections.org.nz にある「enrol, check or update (登録・確認・更新)」ボタンをクリックし、各ステップの指示に従って登録情報を入力後、入力済みの用紙をそのままダウンロード・印刷し、署名をして郵送すれば手続きは完了です。

または、サイト内で登録情報入力後の用紙を送信すると、入力済みの登録申請用紙が郵送されますので、確認・署名の上ご返送ください。登録情報はウェブサイトでも確認することもできます。

インターネットで登録情報が更新できますか？

インターネットでの登録情報更新は、記入・提出後の登録申請用紙が選挙人登録官に受理され、また申請時にこのサービスを用紙上で選択し、申請者の電子メールアドレスも記載してある場合に限り可能です。

登録情報のオンライン更新には、「igovt」ログオンページからアクセスできます。このログオンページからは同一のログオン情報を使用して政府の様々なオンラインサービスにアクセスできます。また、「igovt」はセキュリティ上安全で個人情報を保護します。

登録手続きが完了すると、登録申請用紙に記載した電子メールアドレスに、有権者登録オンラインサービスの登録完了メールが送信されます。当オンラインサービスご利用には、「igovt」ログオンの設定が必要です。既に「igovt」ログオンをご使用の方は、既存のログオン情報をお使いになれます。

登録情報のオンライン更新を続けたくない場合は、選挙人登録官にオンラインサービスの中止をお申し出ください。これにより登録情報へのアクセス権が変更されます。

18歳未満でも登録できますか？

はい、できます。17歳になると登録申請用紙提出による「仮登録」を行えます。これにより18歳になった時点で自動的に本登録されます。

仮登録の詳細は、「Enrolling to vote before you're 18 (18歳未満での有権者登録)」のパンフレットをご覧ください。このパンフレットは全国各地の郵便局に配布されているほか、国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) にご連絡の上ご請求になれます。

障がいがあります。登録申請に第三者の手助けを受けてもいいですか？

身体に障がいがあり、登録申請用紙の記入や返送に手助けが必要な方は、以下のいずれかの方法で申請できます。

- 登録済みの有権者に用紙の記入と署名の代理を依頼できます。その際、依頼を受けた有権者は自分の署名の横に「Elector Physically Disabled – signed by their direction (選挙人身体に障がいあり—本人の命により署名)」と活字体で明記しなければなりません。
- 代理権を持つ人に用紙の記入と署名の代理を依頼することもできます。その際、代理人は自分の署名の横に「Elector Physically Disabled – Power of Attorney (選挙人身体に障がいあり—代理)」と活字体で明記しなければなりません。

知的障がい者がいるご家庭では、家族が代理で登録できる場合もあります。詳細は国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせください。

海外在住の家族や友人の代理人となって登録を申請できますか？

はい、できます。海外在住者に登録資格がある場合、以下のいずれかの方法で代理人が申請できることがあります。

- 登録済みの有権者なら、用紙の記入と署名を代理で行えます。その際、代理人となる有権者は自分の署名の横に「Elector Overseas – signed by their direction (選挙人海外在住—本人の命により署名)」と活字体で明記しなければなりません。
- 代理権を持つ人が用紙の記入と署名の代理を行うこともできます。その際、代理人は自分の署名の横に「Elector Overseas – Power of Attorney (選挙人海外在住—代理)」と活字体で明記しなければなりません。

非公開選挙人名簿とは？

印刷された選挙人名簿に個人情報が記載されることで身の安全が脅かされる可能性があると思われる場合は、印刷済名簿に個人情報が記載されないよう、非公開選挙人名簿への登録を申請することができます。この申請は別途行い、保護命令、接近禁止命令、警察官による法定宣言など、身上を証明できる書類を提出する必要があります。

この件についての詳細ならびに非公開選挙人名簿への登録申請用紙は、「Everything you need to know about the unpublished electoral roll (非公開選挙人名簿何でもQ&A)」のパンフレットをご覧ください。このパンフレットは全国各地の郵便局に配布されているほか、国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) にご連絡の上ご請求になれます。

登録申請用紙の返送後はどうなりますか？

選挙人登録官が記入事項を確認し、誤りが無ければ、最近1か月以上居住している選挙区の選挙人名簿に名前が登録され、登録確認通知が郵送されます。

どのような個人情報を記入するのですか？

正しく登録が行われるよう、登録申請用紙のすべての項目にご記入ください。ただし、選挙人名簿に印刷されるのは星印(*)の付いている項目のみです。

* YOUR FULL NAME (氏名) :

正しく登録されたかどうかの確認と、同姓あるいはよく似た名前の選挙人との区別に必要となります。

DATE OF BIRTH (生年月日) :

登録年齢に達しているかどうかの確認と、同姓同名の選挙人との区別に必要となります。

SIGNATURE AND DATE (署名と日付) :

ニュージーランドマオリ人あるいはその子孫の方は、マオリ選挙人名簿用の申請欄か一般選挙人名簿用の申請欄のどちらか一方にだけ署名と日付を記入してください。両方の欄に署名することはできませんので、どちらに登録するかよく考えた上で選択してください。その他の方は全員、一般選挙人名簿用申請欄に署名と日付を記入してください。身体に障がいがある方や海外在住の方は、代理人が申請書に署名することもできます。

* RESIDENTIAL ADDRESS (居住地住所) :

自宅のある住所のことです。「居住」している選挙区に登録されるためには、郵便局の私書箱や地方郵便配達番号 (rural delivery number) は居住地住所としては不十分で、正確な自宅住所が必要です。

「居住地」とは、家族や個人的な人間関係、あるいはその他の家庭的・個人的理由により自宅として選んだ場所のことです。時折あるいは一時的に居住地を離れていても、そこに居住していないということにはなりません。また、自分あるいは配偶者の仕事・勉強のために居住地を離れていても構いません。自分の居住地がどこかを判断するにあたって最も重要なポイントは、自宅がどこにあるかということです。

POSTAL ADDRESS (郵便物送付先) :

居住地の住所が郵便物の送付先と異なる場合は、登録確認通知の送付のためにこの項目の記入が必要となります。

* OCCUPATION (職業) :

同姓同名の選挙人との区別に使用します。印刷済み名簿には多くの場合略語で記載されます。

UPDATE DETAILS ELECTRONICALLY IN FUTURE (登録後は登録情報をオンラインで更新したいですか) :

登録後の情報更新を登録変更用紙に記入する代わりにオンラインで行いたい場合、「Yes」にチェックマークを付け、さらに裏面のSection Dにお使いの電子メールアドレスを記入してください。

ARE YOU MĀORI? (マオリ人ですか)

ニュージーランドマオリ人あるいはその子孫の方のみが「Yes」を選択できます。その他の方は全員「No」を選択してください。

PHONE NUMBERS (電話番号) :

有権者登録センターより連絡が必要な場合に必要となります。

SKETCH MAP (略図) :

居住地の住所に番地が無い場合は、正しい選挙区に登録されるように自宅の位置を示した略図が必要となります。

HAVE YOU CHANGED YOUR ADDRESS RECENTLY? (最近住所が変わりましたか)

過去1か月以内に現在の居住地に転居した場合は、この欄に記入してください。

NEW ZEALANDERS OVERSEAS (海外在住のニュージーランド人用) :

海外在住者に限り、この欄にご記入ください。最後にニュージーランドに居住した時期、海外へ転出した時期、ニュージーランド転出前に1か月以上居住したことがある住所のうち最後の居住地について、活字体で記入してください。

マオリ人の有権者登録

マオリ選挙選択とは？

ニュージーランドマオリ人あるいはその子孫の方は、有権者登録にあたりマオリ選挙人名簿か一般選挙人名簿のいずれかを選択できます。

ニュージーランドマオリ人です。選挙人名簿の選択はどのように行うのでしょうか？

選挙人名簿にニュージーランドマオリ人あるいはその子孫と記載されている有権者には全員、通常5年毎にマオリ選挙選択用紙が送付されます。この用紙はマオリ選挙人名簿か一般選挙人名簿のいずれかを選択するためのものであり、この選択行為は「マオリ選挙選択」と呼ばれます。

初めて有権者登録を行うマオリ人です。登録方法は？

ニュージーランドマオリ人は、登録申請用紙で選択したい名簿の方の申請欄に署名することで選択の意思表示ができます。この選択は一旦決定すると、次のマオリ選挙選択まで変更できません。

マオリ選挙選択の実施頻度は？

マオリ選挙選択は、通常5年に一度、国勢調査後に4か月間実施され、マオリ人有権者にとっては登録を希望する選挙人名簿の確認と変更を行う機会となります。

太平洋諸島ポリネシア人は、マオリ選挙人名簿に登録できますか？

いいえ、できません。マオリ選挙人名簿は、ニュージーランドマオリ人およびその子孫のみが登録を許されます。クック諸島マオリ人やその他太平洋諸島ポリネシア人の登録有資格者は、一般選挙人名簿に登録されます。

詳細は「Enrolling to vote as a New Zealand Māori (ニュージーランドマオリ人としての有権者登録、英語・マオリ語のみ)」のパンフレットをご覧ください。

選挙人名簿

国会議員選挙人名簿とは？

選挙人名簿とは、選挙区内で登録済みの有権者全員についての一覧台帳で、氏名、居住地住所、職業が記載されており、誰でも閲覧できます。選挙人名簿は国会議員選挙の実施年を除き、毎年新規に発行されます。国会議員選挙の実施年には、正しく登録されているかを有権者が確認できる閲覧用名簿と、投票日用名簿の2部が印刷されます。

選挙人名簿はどこで閲覧できますか？

各選挙人登録官事務所および各公立図書館には国内全選挙区の名簿が保管されています。また、全国各地の郵便局には当該選挙区の一般選挙人名簿とマオリ選挙人名簿の謄本が保管されています。さらに、主要な郵便局には周辺選挙区の名簿もあります。

また、ご自身の登録情報についてはウェブサイト elections.org.nz で確認できます。

選挙人名簿の記載情報はどのような目的で使用されますか？

登録後は、居住地の選挙区の名簿に氏名、居住地住所、職業のみが印刷され、閲覧目的で一般に公開されます。科学・医学研究者、選挙立候補者、議会議員、各政党には、これらの個人情報に加えて、年齢層、郵便物送付先、マオリ人の子孫であること（該当者のみ）などの情報も提供される場合があります。また、これらの情報は、地方自治体や地方保健委員会の選挙、住民投票、世論調査などのために、地方自治体に提供されたり、裁判所での陪審員名簿作成に利用されたりもします。

登録情報の更新

住所が変わる時は？

転居前に、郵便局にある「Mail Re-direction Request (郵便物転送申請)」用紙を記入の上、どの郵便局でも結構ですのでご提出ください。これにより郵便物は新住所に転送され、選挙人登録官に転居が連絡されます。

転居先が以前と同じ選挙区内の場合、選挙人登録官がそのまま名簿の登録情報を更新し、変更確認通知のみを送付します。

しかし、異なる選挙区へ転入した場合は、まず登録情報印刷済みの登録申請用紙を送付いたしますので、確認・署名の上ご返送ください。転入先選挙区の選挙人登録官による受理・登録の後、登録確認通知が送付されます。

転居者の名前がどの名簿にも見当たらない場合は、選挙人登録官から新住所へ新規の登録申請用紙が送付されません。

郵便物転送申請を行わない場合は、新規に登録申請用紙を提出するか、ウェブサイト elections.org.nz にてオンラインで住所変更を行ってください。

氏名や職業を変更した場合は？

氏名あるいは職業が変更になった場合は、直ちに選挙人登録官に書面により通知してください。登録官への通知を行わない場合は、新規に登録申請用紙を提出するか、ウェブサイト elections.org.nz にてオンラインで登録情報の変更を行ってください。

登録情報の更新を忘れたら？

登録情報の更新を忘れると、登録更新キャンペーン中に登録更新用紙が届かず、選挙人名簿から登録が抹消されてしまう場合があります。その場合は、再登録を行わなければなりません。

登録更新キャンペーン

登録更新キャンペーンとは？

転居、結婚、転職、海外からの帰国などにより、毎年何千人ものニュージーランド人の生活に変化が訪れます。ところが、こうした生活上の変更が選挙人管理官へ通知されないケースがしばしば見受けられます。

このため、有権者登録センターでは定期的に登録更新キャンペーンを実施し、全有権者が登録情報を確認し、必要に応じて更新することで、選挙人登録官が新規選挙人名簿に全ての変更を反映できるようにしています。

登録更新キャンペーン中に何をすればいいのですか？

登録情報を確認し、変更がある場合は訂正を行ってください。旧名簿をもとに選挙人登録官から登録更新用紙が全有権者へ送付されますので、手続きは簡単です。登録更新用紙には個人情報の記録が記載されており、訂正欄が設けられています。適宜訂正後、署名・日付を記入の上同封の返信用封筒を使ってご返送ください。内容に訂正が無い場合は、返送の必要はありません。その場合は、登録更新用紙に記載されている内容のままで登録が継続されます。

登録更新用紙を返送しなかったら？

選挙人名簿には、登録更新用紙に記載されている内容のままで登録が継続されます。

転出者の登録更新用紙が届いたら？

転出者の新住所に転送してください。新住所がわからない場合は、封筒に「Gone no address(転居先不明)」と書いて郵便ポストに投函してください。用紙は選挙人登録官に返送され、選挙人名簿から転出者の登録が抹消されます。

登録更新用紙が届かなかったら？

新規に登録申請用紙をご提出ください。選挙人管理官が記入済み登録申請用紙を受理すると選挙人名簿に名前が登録されます。

選挙区の境界線

引っ越していないのに選挙区が変わったのはなぜ？

各選挙区にはほぼ同数の有権者がいることとされています。しかし、人口が増えている地域もあれば反対に減っている地域もあり、折に触れて選挙区の境界線を調整する必要があります。

通常、5年毎の国勢調査の後に全選挙区の境界線が見直され、人口の変動が大きかった選挙区では、各選挙区内の人口をほぼ同数に保つために境界線を変更することがあります。新しい境界線は次回選挙から有効となります。

その他の選挙

国会議員補欠選挙とは？

選挙区内の議席は、次の総選挙が実施される前に空席になることがあります。こうした場合、当該選挙区内の有権者には新しい国会議員を投票する機会が与えられます。これは補欠選挙と呼ばれ、その際には当該選挙区において新規に選挙人名簿が作成されます。

地方選挙とは？

国会議員選挙人として登録された有権者は、自動的に地元の地方自治体の選挙人名簿にも登録され、地方自治体や地域保健委員会の選挙でも投票できるようになります。つまり、市長や地方自治体の長、地方自治体議会や市議会の議員、地域社会委員会や地域保健委員会の委員、その他ライセンス供与トラストなどの団体の代表者の選出が行えるようになります。

国民主導や政府主導による国民投票での投票資格がありますか？

国会議員選挙人として登録された有権者は、自動的に国民主導あるいは政府主導による国民投票における投票者としても登録されます。

その他のインフォメーション

有権者登録についてもっと詳しく知るには？

有権者登録についての詳細は：

- ウェブサイト elections.org.nz をご覧ください。
- 国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせください。
- 以下のパンフレットをお読みください。
 - Everything you need to know about the unpublished electoral roll (非公開選挙人名簿何でもQ&A)*
 - Enrolling to vote before you're 18 (18歳未満での有権者登録)*
 - Enrolling to vote as a New Zealand Māori (ニュージーランドマオリ人としての有権者登録、英語・マオリ語のみ)*

*全国各地の郵便局および選挙人登録官事務所で配布しています。 .

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

有権者登録についてご理解の助けとなれば幸いです。

ご質問・ご相談は、ウェブサイト ELECTIONS.ORG.NZ をご覧いただくか、国内フリーダイヤル 0800 ENROL NOW (0800 36 76 56) までお問い合わせをお願いいたします

有権者登録について英語や日本語以外のパンフレットがありますか？

本パンフレットは、英語や日本語以外の各言語でも用意されています。ウェブサイトをご覧ください。

ニュージーランド郵便公社内 有権者登録センター

Electoral Enrolment Centre
New Zealand Post Limited
P O Box 190
Wellington 6140

電話 (国内フリーダイヤル) : 0800 ENROL NOW
(0800 36 76 56)

ファックス : (04) 801 0709

電子メールアドレス : enrol@elections.org.nz

ウェブサイト : elections.org.nz